

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主・投資家をはじめとする社会全体に対する経営の透明性の確保、迅速かつ柔軟な経営環境への対処の可能な経営システムの構築を重要な施策と考えております。

当社は監査役会設置会社であります。提出日現在、監査役は3名であり、いずれも社外監査役を選任しています。社外監査役の充実ににより、経営の監視機能の点では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。

当社の取締役会は、最高意思決定機関として毎月開催しており、社外取締役・監査役の出席により、経営判断の客観性を見極めながら審議を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、上記の取締役会への出席や意見具申等を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
井上 利男	1,949,100	52.80
(有)ホワイトサクセス	414,000	11.20
佐伯 剛	90,000	2.40
前田 陽司	63,100	1.70
エイアイユー損害保険(株) (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	45,000	1.20
(株)広美	36,000	1.00
井上 勝仁	36,000	1.00
出口 桂太郎	30,000	0.80
川畑 宏	27,000	0.70
(株)CSSホールディングス	22,500	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	井上 利男
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主は当社の代表取締役であり、当社と支配株主との取引等については、行わないことを基本方針としており、現在においても取引等はありません。

取引が発生する場合においては、一般の取引条件と同様の適正な条件とするものとし、自己取引・利益相反取引等の発生する場合には、会社法の定めに従い、取締役会の決議を行うとともに、監査役の監視を通じ、当社及び当社株主各位の不利益が生じることのないよう対処して参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
河井 良成	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河井 良成	○	——	経営の客観性や中立性の確保のため。なお、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

金融商品取引法に基づく監査を委嘱している三優監査法人と、随時意見交換を行いつつ連携をとっています。
内部監査を行う専任部署は、現在設置されておませんが、社長直轄の任命による内部監査については、監査役との相互報告による連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋 淑夫	学者													
加藤 純二	弁護士													
田鍋 晋二	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 淑夫	○	――	独立した立場からの中立的な監査を実施するため
加藤 純二	○	――	独立した立場からの中立的な監査を実施するため
田鍋 晋二	○	――	独立した立場からの中立的な監査を実施するため

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

会社規模が小さく、成長段階にあるため、短期的な利益変動によりインセンティブを与えることと、将来に向け安定的に経営体質を強化していくこととのバランスを図った実施を検討していきます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役別に報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度、ならびに他社の役員報酬データを踏まえた優秀な人材確保に必要な報酬水準を勘案し、株主総会で決定される取締役及び監査役の報酬限度額の範囲内で決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対する専従スタッフの配置はしていませんが、本社1事業所のための規模であり、毎月の取締役会の開催を通じて、情報のやりとりを行うとともに、適時、情報の交換・意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 資料

経営方針等の重要事項に関する意思決定および業務執行の監督機関として取締役会が機能し、業務執行機関として、代表取締役が機能しております。監査役および会計監査人がそれぞれ独立した立場で必要な監督・調査を行い、監査を行っております。会社規模が小さく、単一事業所による営業を行っている状況にありますが、社外取締役及び社外監査役を選任することで、ガバナンス機構の強化を図りつつ、現状の体制を選択しております。社外取締役及び社外監査役は、会社との関係における独立性の確保される人材の選任を行い、一般株主と利益相反の起きない状況を保ちつつ、独立した立場からの監督の役割を担う機能を果たしております。会計監査につきましては、金融商品取引法に基づく監査を三優監査法人に委嘱しており、業務を執行した公認会計士は、小林昌敏、熊谷康司の2名であります。そのほかの補助者として、4名が会計監査業務に携わっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社グループでは、監査役会を設置しております。監査役監査につきましては、1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役による監査役会を構成し、経営に関する監視を行っております。そして、各々の専門性に基づき、企業活動の適法性・効率性に関して適切な助言がなされるものと考えております。これを通じ、監査役監査の妥当性・適正性を担保し、さらに経営の意思決定の妥当性・適正性も確保しております。社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、その独立性を担保するため、東京証券取引所「上場管理等に関するガイドライン」における独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。当社の社外取締役及び社外監査役の選任状況は、当社の企業統治における重要な機能及び役割を果たす上において十分であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料の作成	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員は、代表取締役社長がこれを務めている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務分掌や職務権限に関する規定をはじめとする各種規程を整備しており、職位に応じた権限と責任の下に業務を遂行することで内部統制を図っております。

当社の取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制として、毎月1回の定時取締役会の開催を行っています。各取締役は、担当業務に関するリスク管理の責任を負い、適切にこれを管理するとともに、取締役会において報告・情報交換を行っています。監査役は、取締役会への出席を行うとともに、経営の透明性と監査機能の向上のために、取締役と定期的に意見交換を行っています。会計監査人とのあいだでは、意見交換・情報交換を通じて連携を図っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体に対しては、一切関係をもたないことを企業意志として統一しております。形態を問わず取引関係を有しないこととしており、対応統括部署は管理部と定め、必要に応じて弁護士ならびに所轄警察署等の外部専門機関と連携して対応を図ることとしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資者への適時適切な会計情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適正に行えるよう下記のような社内体制の整備に努め、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

1.情報の集約

会社情報の開示に関する管理及び事務手続はすべて情報取扱責任者の管轄とし、情報の集約並びに確認及び整理を行います。当該情報については、遅滞なく代表取締役社長に報告しております。

2.情報の開示

上記において確認された事実を情報取扱責任者が適時開示規則情報に該当するか否かの検討を行い、必要に応じて取締役会の決裁を行った上で開示しております。
適時開示にあたっては、迅速性・適法性・正確性・公平性について特に留意をするものとし、関係団体における研修の参加に努め、その適正性の確保に取り組んでおります。

